

## ウクライナにおける「戦争犯罪」と国際刑事法

国際法学会エキスパート・コメント No. 2022-11

久保田 隆（帝京大学法学部法律学科 助教）

脱稿日：2022年6月13日

### はじめに

2022年2月24日に発生したロシアによるウクライナ侵攻を受けて、ロシアの将兵らが行った残虐行為を「ジェノサイド」や「戦争犯罪」という表現を用いて糾弾する場面をよく目にするようになりました。ほかにも、「侵略犯罪」や「人道に対する犯罪」といった用語も耳にしたことがあるのではないのでしょうか。これら4つの犯罪は、[国際刑事裁判所](#) (International Criminal Court: ICC) の対象犯罪であり、**中核犯罪** (core crimes) と総称されます。

ICCは、1998年に採択された「[国際刑事裁判所に関するローマ規程](#)」(ICC規程) という国際条約にもとづいて2002年に誕生した、常設の国際刑事法廷です。ICC規程の現在の締約国(加盟国)は123カ国です(日本は2007年に加盟。ウクライナとロシアはともに未加盟)。

2022年2月28日、ICCのカリム・カーン主任検察官は、正式捜査に向けた手続を可及的速やかに開始することを[発表](#)しました。さらに、その翌日の3月1日には、リトアニアがウクライナの事態をICCに付託し、翌2日には、英仏独をはじめとする38カ国が共同で付託したことも[発表](#)されました(この流れを受け、[日本政府](#)も同月9日に付託を行いました)。また、ICCに先行するかたちで、ウクライナ国内でも裁判が行われています。その第1号となったのが、21歳のシシマリン軍曹の裁判です。事件を担当した地方裁判所は、被告人が丸腰のウクライナ人男性を射殺したことを認定し、5月23日、終身刑を言い渡しました。[ウクライナ最高検察庁](#)によれば、6月13日現在で、侵略犯罪と戦争犯罪の認知件数は計17,103件にもものぼるとされています。

このように、中核犯罪の訴追・処罰は、国際裁判所であるICCのみならず、各国の国内裁判所においても行われることがあります。そこで、本稿では、ICCを中心に、ロシアによるウクライナ侵攻に際して行われた中核犯罪の数々を国際社会は裁くことができるのか、という問題について考えてみたいと思います。その際、以下の3つの問題を区別して考える必要があります。

- ・どのような場合に中核犯罪が成立するのかという問題 (**中核犯罪の成否の問題**)
- ・どのような場合にICCが裁判を行えるのかという問題 (**ICCの管轄権の問題**)
- ・実際に犯人の身柄を確保して裁判にかけられるのかという問題 (**身柄確保の問題**)

以下、順に検討していきます。

## 中核犯罪の成否の問題

「はじめに」でも述べたとおり、ICC 規程 5 条に列挙されている ICC の対象犯罪（中核犯罪）は以下の 4 つです。

- ①ジェノサイド罪 …ICC 規程 6 条(※外務省による公定訳では**集団殺害犯罪**)
- ②人道に対する犯罪 … 同 7 条
- ③戦争犯罪 … 同 8 条
- ④侵略犯罪 … 同 8 条の 2

報道では、これら 4 つの犯罪を区別することなく、一括して（いわば広義の）「戦争犯罪」と呼ぶことが多いように思われます。一方で、法的な意味における（いわば狭義の）「戦争犯罪」とは、これら 4 つを包括する概念ではなく、③の類型のみを指します。

①**集団殺害犯罪（ジェノサイド罪）**とは、「国民的、民族的、人種的又は宗教的な集団の全部又は一部に対し、その集団自体を破壊する意図をもって行う」殺害行為などをいいます（ICC 規程 6 条）。キーウ近郊の町・ブチャで虐殺行為が行われたことが発覚した際、このような行為は「ジェノサイド」にあたるとして、ロシアに対する批判がよりいっそう高まりましたが、法的に「ジェノサイド」として認められるためには、犯人がウクライナ人という「集団」の（少なくとも）実質的な一部を「**破壊する意図**」を有していたことが必要です。したがって、国民的集団ないし民族的集団としてのウクライナ人のアイデンティティを否定する意図がロシア側にあったかどうか争点となります。歴史的にもみても、ジェノサイド罪は有罪判決が言い渡された事例が少なく（ユーゴスラヴィア紛争におけるスレブレニツァの虐殺やルワンダ紛争における虐殺など）、②人道に対する犯罪や③戦争犯罪に比べ、その適用のハードルは高いといえます。

②**人道に対する犯罪**とは、「文民たる住民に対する攻撃であって広範又は組織的なものの一部として、そのような攻撃であると認識しつつ行う」殺人や拷問、強姦などをいいます（ICC 規程 7 条 1 項）。ブチャをはじめ、ウクライナ各地でこのような残虐行為が行われていることが連日報じられています。ここで争点となりうるのは、犯人の行為が、「文民たる住民に対する攻撃」であり、なおかつ「広範又は組織的なものの一部として」行われたか否かです（いわゆる**文脈的要件**）。ここでいう「攻撃」とは、「国若しくは組織の政策」に従って行われるものと定義されています（同 7 条 2 項）。したがって、殺人や拷問といった行為の背後に、政府や軍などの方針が存在しなければなりません。その例証となりうるものとして、性暴力が「戦争の武器」として組織的に行われているとの**指摘**があります。裁判でもこのことが認定されれば、人道に対する犯罪としての強姦の罪（同 7 条 1 項(g)）の成立が認められる可能性が高まります。

③**戦争犯罪**とは、武力紛争に関するルールを定めた国際人道法（武力紛争法）の重大な違反を犯罪とするものです（ICC 規程 8 条）。同条の適用の条件として、武力紛争との関連性が求められますが、今般のウクライナとロシアによる紛争は、**国際的武力紛争**に該当します。国際的武力紛争における戦争犯罪を規定しているのが、同 8 条 2 項(a)

および(b)です。そこには、文民（民間人）に対する攻撃や拷問、軍事目標以外の物への攻撃、学校・病院への攻撃、人質を取ること、強姦などの行為が列挙されています。たとえば、民間人を射殺する行為のほか、チェルノブイリ原発に対する攻撃などについても、戦争犯罪の成否が争われることになると思われます。

④**侵略犯罪**とは、国の指導者らによる「国際連合憲章の明白な違反を構成する侵略行為の、計画、準備、開始又は実行」をいいます（ICC 規程 8 条の 2）。侵略犯罪は、1998 年の ICC 規程採択時には犯罪の定義と管轄権行使の条件についての議論がまとまらず、のちの規程再検討会議に持ち越しとなりました。そして、2010 年にウガンダの首都・カンパラで開催された会議にて、侵略犯罪の定義と管轄権行使の条件を ICC 規程に追加するための**決議**（いわゆる**カンパラ合意**）が成立し、2018 年から管轄権行使が可能になりました（ただし、日本は未受諾）。ICC 規程 8 条の 2 の定義上、ロシアによる軍事侵攻は国連憲章 2 条 4 項の**武力行使禁止原則**に明白に違反する行為であり、侵略犯罪に該当するように思われます。しかしながら、現状では ICC の管轄権行使の条件を満たさないため、軍事侵攻の指導者に対して侵略犯罪の責任を問うことはできません（「ICC の管轄権の問題」にて後述）。

さらに、これら中核犯罪に共通する論点として、日本の刑法にいう**正犯・共犯**の処罰（いわゆる個人の刑事責任）の問題があります。特に重要なのは、現場で残虐行為を行った実行犯のみならず、それを命じた（あるいは放任した）上官や、その背後にいる「黒幕」をも訴追・処罰できるのか、という問題です。これについて、ICC をはじめとする国際刑事法廷では、「**上官責任**」（ICC 規程 28 条）や「**間接共同正犯**」（同 25 条 3 項 (a)）といった独自の概念を発達させ、実行犯よりも上位に位置する人物を捕捉できるよう工夫がなされています。

なお、中核犯罪の成否と表裏一体をなす問題として、**犯罪の立証**の問題があります。ICC では、日本の刑事裁判と同様、被告人が有罪であることについて、検察側が「**合理的な疑いを超える**」証明を行う必要があります（ICC 規程 66 条）。そのため、最終的には、ウクライナにおいて十分な証拠（物証や人証）を収集することができるかが鍵となります。ICC の検察局は現在、**各国の捜査機関による合同チーム（Joint Investigation Team: JIT）に参加**し、捜査を進めています。

## ICC の管轄権の問題

ICC が被告人を訴追・処罰するための前提として、ICC が事件について管轄権を有していることが必要です。「はじめに」でも述べたとおり、ICC は、有志の国々が設立した条約体であることから、その管轄権の行使にあたっては、とりわけ**非締約国**（非加盟国）との関係で一定の制約が課されているのです。

ICC は、特定の事態（situation）・事件（case）に関して管轄権を行使するのですが、その契機となるのが、(a)**締約国付託**、(b)**安保理付託**、(c)**検察官の職権による捜査開始**

の3つの「トリガー」(引き金)です (ICC 規程 13 条)。ICC は、いずれか1つのトリガーが引かれれば、その事態・事件を扱うことが可能となります。[ウクライナの事態](#)では、クリミア半島占領とドンバス地方への軍事介入が発生した2014年以降は(c)にもとづいて予備的検討が進められ、2022年3月以降は(a)にもとづいて正式捜査が進められています。(c)の場合のみ、ICCの予審裁判部による捜査開始許可を必要としますが(同15条4項)、今回、(a)の締約国付託が行われたことによって予審裁判部の許可が不要となった結果、3月2日に早々と正式捜査の開始が実現しました。

ここで注意を要するのが、(a)締約国付託・(c)検察官の職権による捜査開始の場合と、(b)安保理付託の場合とでは、**管轄権行使の前提条件**が異なるという点です (ICC 規程 12 条 2 項)。(a)・(c)の場合には、犯罪地国または被疑者国籍国のいずれかが ICC の締約国でなくてはならないのに対し、(b)の場合には、犯罪地国・被疑者国籍国が締約国であるか否かを問いません。このように、(b)はそれだけ強力な武器ではありますが、周知のとおり、国連安保理の常任理事国は**拒否権**をもっているため、ロシアをはじめとする常任理事国による中核犯罪が(b)のトリガーを通じて訴追・処罰されることは、まず考えられません。一方で、(a)・(c)の場合であっても、犯罪地国・被疑者国籍国のいずれか一方が締約国であれば足りるため、たとえば、(c)のトリガーが用いられた[アフガニスタンの事態](#)では、同国軍やタリバン構成員による人道に対する犯罪・戦争犯罪のほか、非締約国である米国の軍人や CIA 職員による戦争犯罪についても捜査が進められています。

「はじめに」において、ウクライナもロシアも ICC に加盟していないと述べました。では、なぜ ICC は(b)安保理付託のトリガーが引かれていないにもかかわらず、ウクライナの事態を扱うことができるのでしょうか。それは、2014年のロシアによるクリミア半島占領とドンバス地方への軍事介入を受けて、ウクライナ政府が **ICC の管轄権を受諾する宣言** (ICC 規程 12 条 3 項)を行ったからです。[当初の宣言](#)では、2013年11月21日から2014年2月22日までの期間に行われた犯罪に対象が限定されていましたが、その後、[2度目の宣言](#)がなされ、2014年2月20日以降にウクライナで行われた中核犯罪へと対象が拡大されました。それゆえ、ICC は、今般の侵攻の過程で行われた犯罪についても管轄権を行使できるのです。

ただし、以上の説明は、ジェノサイド罪・人道に対する犯罪・戦争犯罪に関するもので、侵略犯罪だけは独自の管轄権レジームに服することになります。すなわち、侵略犯罪については、犯罪地国 (=被侵略国)・被疑者国籍国 (=侵略国)の双方が締約国であり、なおかつ侵略犯罪に関する ICC 規程の改正を受諾済みである場合にしか管轄権を行使することができません (ICC 規程 15 条の 2)。したがって、ICC は、現状では今般のウクライナ侵攻について侵略犯罪の責任を問うことはできません。ただし、(b)安保理付託がなされれば、他の3つの中核犯罪の場合と同様、犯罪地国・被疑者国籍国が締約国・改正受諾国であるかどうかを問わず、ICC は管轄権を行使できます (同 15



条の3)、安保理が現行の制度を維持する限り、これには期待できないでしょう。

## 身柄確保の問題

ICC では欠席裁判が認められていないため (ICC 規程 63 条)、犯人の身柄が確保されないことには、公判手続を開始することができません。しかし、ICC は、独自の警察機構をもたないため、とりわけ逮捕状の執行や犯人の引渡しにつき、加盟国による協力を依存しています (それゆえ、ICC などの国際刑事法廷を「手足のない巨人」と称することがあります)。そのため、ICC 規程の締約国には、ICC への**協力義務**が課されています (ICC 規程 86 条。これを受けて、日本も、2007 年に ICC に加盟する際に [ICC 協手法](#)を制定しました)。しかしながら、非締約国であるロシアは、仮にロシア政府や軍の高官、現場の兵士らに対して逮捕状が発付されたとしても協力義務を負いません (ただし、(b)安保理付託の場合は除く)。

もっとも、だからといって、ICC で裁判が行われる可能性がまったくないというわけではありません。ICC は、「**補完性の原則**」を掲げており、事件の管轄権を有する国がみずから公正な刑事手続を進める場合には、管轄権を行使しない仕組みをとっているため (ICC 規程 17 条など)、基本的にはウクライナをはじめとした各国の刑事手続が優先されます。しかし、「はじめに」で示したとおり事件数が膨大であることに照らせば、今後、一部の事件が ICC の手に委ねられることは十分にありえます。

他方で、特にプーチン大統領をはじめ、ロシア国内に留まっている政府や軍などの「大物」の身柄をウクライナや ICC 締約国の当局が確保することは、いわゆる**免除**の問題が争点化する可能性もあり、実際には至難の業です。もっとも、ICC が逮捕状を発付したものの、各国の協力が得られず、なかなか逮捕できずにいたスーダンのアル・バシール元大統領のように、いったん権力の座から追われれば、ICC への引渡しの道が開ける可能性はあります (ただし、本件では結局、ICC ではなくスーダンがみずから訴追することになりました)。ほかにも、旧ユーゴスラヴィアのミロシェヴィッチ元大統領やリベリアのテイラー元大統領のように、紛争中に大統領であった人物が紛争終結後に国際刑事法廷において裁かれた例があります。

## おわりに

本稿を締めくくるにあたり、2 点ほど補足的に触れておきたいと思います。

1 点目は、ウクライナ・ロシア以外の**第三国**も、必要な国内法が整備されていれば、中核犯罪の犯人を訴追・処罰できるという点です。現在、フランスやドイツ、カナダといった国々が、現地に捜査官を派遣したり、自国に滞在するウクライナ人避難民から聞き取りをしたりするなどして、情報収集に努めています。これらの国々は、独自に収集した情報で ICC やウクライナによる捜査を「**後方支援**」するだけでなく、将来的に ICC やウクライナ当局のリソースが不足したときには、みずから被疑者を訴追・処罰するこ

とをも視野に入れているようです（過去にも、中東やアフリカで発生した中核犯罪を処罰した実績があります）。その背景として、これらの国々が中核犯罪の処罰規定を**国内法化**しているという点が重要です。この点、日本は、現行法上、③戦争犯罪に該当する行為の一部に限っては、たとえ国外で行われた場合であっても、刑法や、2004年にジュネーブ諸条約および同第一・第二追加議定書に加入する際に制定された**国際人道法違反処罰法**などにもとづいて、日本国内の裁判所で訴追・処罰することが可能です（刑法4条の2など）。しかし、それ以外の犯罪類型については、ICC加盟の際に中核犯罪を国内法化するための立法を見送ったため、日本ではほとんど訴追・処罰することができません。それゆえ、日本は、ICCへの人的・財政的支援という間接的な方法でしか、ウクライナで発生した中核犯罪の訴追・処罰に貢献できないのが現状です。このように、今般のロシアによるウクライナ侵攻は、日本の法制度のあり方についても再考を促しているといえます。

2点目は、ICCによる裁判ともウクライナや第三国による国内裁判とも異なる第3の道として、今般の事態に特化した**特別法廷**を設置するという方法があるという点です。これまでも、国連安保理の決議により設立された旧ユーゴ国際刑事裁判所（ICTY）・ルワンダ国際刑事裁判所（ICTR）のほか、国連とカンボジア政府との間で結ばれた協定によって設立されたカンボジア特別法廷（ECCC）などが、中核犯罪の訴追・処罰の役割を担ってきました。これらはどれも、管轄権の範囲を特定の紛争に限定したうえで事後的に設置された、特設の（アド・ホックの）刑事法廷です。「ICCの管轄権の問題」にて先述したとおり、ICCでは今般行われた侵略犯罪を裁けないことを受けて、2022年3月4日、専門家らのグループが**侵略犯罪特別法廷**の設置を**提言**しました。

ICCやウクライナの刑事司法の動向に加え、これらの動きにも注目が集まります。

## 【参考文献】

文中で引用したもののほか、以下の文献を参照しました。

- 尾崎久仁子『国際人権・刑事法概論〔第2版〕』（信山社、2021年）
- [フィリップ・オステン「プーチン大統領は法廷に立つのか◆どう裁く戦争犯罪、国際刑事法の今」\(JIJ.COM\)](#)
- [越智萌「刑事法から世界を見る」](#)
- [根岸陽太＝二杉健斗＝平野実晴「ロシア・ウクライナ紛争（2022年）国際法情報ページ」](#)
- [濱本正太郎「ウクライナ問題国際法関連情報」](#)
- [真山全「露ウクライナ侵攻関係国際法暫定論点メモー\*jus ad bellum\* と \*jus in bello\*」](#)

※ウェブ上の資料については、いずれも2022年6月13日最終閲覧。